

渥美半島観光ビューロー事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渥美半島の観光事業の振興を図るとともに産業の発展に資するため、渥美半島観光ビューロー（以下「観光ビューロー」という。）が行う事業内容に対し、予算の範囲内において交付する補助金について定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 観光ビューローは、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 補助金の交付決定において、必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により観光ビューローに通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 観光ビューローは、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとする場合は、補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

(変更等の決定の通知)

第7条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第4条及び第5条の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により観光ビューローに通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、補助金概算払請求書（様式第5号）に基づいて、補助金の一部を概算払により観光ビューローに交付することができる。

2 前項の概算払による補助金の交付時期及び交付率は、別表第2に定めるところによるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、交付時期を変更することができる。

(実績報告書の提出)

第9条 観光ビューローは、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により観光ビューローに通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金請求書(様式第8号)に基づいて補助金を観光ビューローに交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、観光ビューローが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合

(4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合

(5) 市長の承認を受けないで、変更等をした場合

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

(遅延利息)

第13条 観光ビューローは、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第14条 観光ビューローは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「補助財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して、補助財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、観光ビューローは、補助財産を用途変更し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、補助財産処分申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助財産が、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 市長は、補助財産処分申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助財産の処分を決定し、補助財産処分決定通知書（様式第10号）により観光ビューローに通知するものとする。
- 4 観光ビューローが市長の決定を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

（関係書類の整備）

第15条 観光ビューローは、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

（必要な指示等）

第16条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（適用の特例）

第17条 国又は県の補助金によって市長が間接補助事業者となる場合については、この要綱にかかわらず、国又は県が定めた補助金交付要綱によることができるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（田原市観光協会事業補助金交付要綱の廃止）

- 3 田原市観光協会事業補助金交付要綱は廃止する。

（平成23年度における概算払の特例）

- 4 平成23年度における別表第2の規定の適用については、同表中「5月」とあるのは「9月」と、「10月」とあるのは「12月」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、渥美半島観光ビューロー事業補助金交付要綱附則第2項の規定については、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

事業内容及び補助限度額

補助事業名	補助対象となる事業内容	補助限度額
渥美半島観光ビューロー事業	渥美半島観光ビューローが行う事業に係る経費のうち次のいずれかに該当するもの (1) 観光宣伝紹介及び旅客誘致に関するもの (2) 産業の紹介斡旋及び奨励に関するもの (3) 観光に関する印刷物の発行及び各種催し物の開催 (4) 観光に関する情報の交換、連絡に関するもの (5) 前各号に掲げるもののほか渥美半島観光ビューロー事業に要する経費	予算の範囲内

※1 公租公課、土地取得費、土地賃借料、食糧費、振込手数料等、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用は対象外とする。

別表第2

渥美半島観光ビューロー事業補助金の交付時期及び交付率

補助金交付時期	交付率
第1回目 6月	70%
第2回目 10月	30%
第3回目 3月	0% (精算)

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度補助事業として補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業期間 着手(予定) 年 月 日
完了(予定) 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度渥美半島観光ビューロー事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日付による申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式第3号（第6条関係）

補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度渥美半島観光ビューロー事業について、下記のとおり変更等をした
ので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第4号（第7条関係）

補助事業変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度渥美半島観光ビューロー事業について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円

4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度渥美半島観光ビューロー事業の補助金の概算払を、下記のとおり請求
します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定(変更交付決定)額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |

(添付書類)

収支予算書及び事業計画書、又はその他参考となる資料

様式第6号（第9条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度渥美半島観光ビューロー事業が完了したので、下記により報告します。

記

1	補助事業実施期間	着手	年	月	日
		完了	年	月	日

2 補助事業の実績及び効果

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第7号（第10条関係）

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年度渥美半島観光ビューロー事業の補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第11条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度渥美半島観光ビューロー事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円

様式第9号（第14条関係）

補助財産処分申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度渥美半島観光ビューロー事業により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由

様式第10号（第14条関係）

補助財産処分決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で処分の承認申請のあった補助財産について、下記のとおり処分することを決定したので通知します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由